

建設工事に対する騒音・振動規制について

1 指定（特定）建設作業に係る届出

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業で、法令・条例に定める作業（別表）を指定（特定）建設作業といい、規制の対象となります。

指定（特定）建設作業を実施する場合は、当該作業を開始する日の7日前までに届出をしてください。ただし、当該作業が1日で終了するものについては、届出の必要はありません。

2 建設工事を行うにあたっての注意事項

付近住民との工事に係るトラブルのほとんどは、工事の内容について説明が十分なされていなかったことが主な原因です。工事発注者および施工業者は、次の注意事項に十分留意し、工事に着手してください。

〔注意事項〕

- (1) 事前に、相当範囲の周辺住民の方に、次のことを十分説明してください。
(留守等の場合は、説明書等を配布する等により周知してください。)
 - ① 騒音・振動の大きい工事の内容や日程、作業時間および防音・防振対策の内容
 - ② 工事に関する苦情等の連絡先
- (2) 工事には低騒音・低振動型の機械・工法等を採用し、機械や車の運転、資材の移動等、騒音・振動を発生させる作業は慎重に行うとともに、粉じんを発生させる作業については、散水するなど飛散防止に努めてください。
- (3) 下請業者を使用して工事を施工する場合は、その作業内容を十分把握し、防音・防振対策等について指導してください。
- (4) 騒音・振動の発生状況を常に監視し、また周辺住民からの苦情に迅速かつ的確に対応できるよう現場責任者を選任しておいてください。
- (5) 日曜、祝日、早朝および夜間の作業は、原則として禁止されています。
ただし、幹線道路等の作業において、道路使用許可に条件が付された場合は除きます。

工事関係者は、『これくらいの音』はと感じても、付近住民の方にとっては、直接関係のない音は余計な音であって、少しの音でも嫌なものです。

特に小さい子供さんや病人の方がおられる家庭では嫌な音です。

付近住民の生活環境に十分注意して、必要な防音・防振・防じん対策を実施し、慎重に作業を行ってください。なお、騒音等苦情が発生した場合は、直ちに必要な対策を講じるようにしてください。